



2022 バニーズ群馬FCホワイトスター サポートーズクラブ お 申 込 用 紙

目的・用途

- バニーズ群馬FCホワイトスターの活動に対する支援。
- バニーズ群馬FCホワイトスターの開催する女子サッカー普及活動、地域貢献活動への支援。
- サポートーズクラブ運営やメンバーに対するグッズに係る経費。

会員特典

個人会員…

- ゴールド会員/マフラータオル進呈、会報(2回)、チケット2枚
- プラチナ会員/マフラータオル3枚進呈、会報(2回)、
チケット7枚
- ファミリー会員/マフラータオル会員様分進呈、会報(2回)、
チケット会員様分
- キッズ会員/マフラータオル進呈、会報(2回)

法人会員…

- シルバー会員/マフラータオル3枚進呈、会報(2回)、
チケット20枚
- ゴールド会員/マフラータオル10枚進呈、会報(2回)、
チケット70枚
- プラチナ会員/マフラータオル30枚進呈、会報(2回)、
チケット200枚

ご希望の項目に印をご記入ください

個人会員 ゴールド会員 プラチナ会員 ファミリー会員 キッズ会員

法人会員 シルバー会員 ゴールド会員 プラチナ会員

お申込日 年 月 日

ふりがな		生年月日
お名前	①	(西暦) 年 月 日
ふりがな		③
お名前	②	(西暦) 年 月 日
生年月日	(西暦) 年 月 日	(西暦) 年 月 日
ふりがな		⑤
お名前	④	(西暦) 年 月 日
生年月日	(西暦) 年 月 日	(西暦) 年 月 日
ふりがな		
ご住所	〒	
お電話番号		
FAX番号		
E-mail		

※ご入金確認後、グッズは上記の住所へ郵送いたします。 ※この用紙だけでは申込は完了しません。下記口座に会費をお振込みください。

送信先

一般社団法人 ホワイトスタースポーツクラブ
E-mail info@whitestar-sportsclub.com
FAX 027-257-2173

お振込み
口座

金融機関名/高崎信用金庫
支店名/西支店
座種類/普通
座番号/2219285
座名義/一般社団法人ホワイトスタースポーツクラブ
代表理事 谷村正

この度は、バニーズ群馬FCホワイトスター サポーターズクラブへ
興味をお持ち頂きありがとうございます。

ご入会をご検討頂く際には下記の規約を必ずお読みください。

第1条 名称

1. このクラブは、「バニーズ群馬FCホワイトスターサポーターズクラブ」と称します。

第2条 目的

1. このクラブは、一般社団法人ホワイトスタースポーツクラブ(以下「ホワイトスターSC」とします。)の事業活動を支援し、サッカーの普及、発展を通じて、健全な社会づくりに貢献することを目的とします。

第3条 運営

1. このクラブは、ホワイトスターSCが運営管理します。

第4条 会員の資格

1. 会員は、このクラブの目的に賛同する方で、会員としてふさわしい品位と常識があり、サッカーを愛する方とさせていただきます。

第5条 会員の種類

1. 会員の種類は、個人会員・ファミリー会員・法人会員の3種類とします。

第6条 入会手続き

- このクラブに入会を希望する方は、ホワイトスターSCに対し所定の入会申込書を提出しかつ所定の期間内に入会金を、定められた方法で支払うものとします。
- 会員資格は、会費の全額の支払を完了した日に取得します。
- 個人会員の会費納入方法は、指定する金融機関口座にお振込み頂く方法(振込み手数料は会員様負担とさせていただきます)と、事務局窓口にて現金でお支払い頂くものとさせていただきます。
- 法人会員の年会費の納入方法は、ホワイトスターSCが請求書において指定する銀行口座への振り込みとさせていただきます。

第7条 会員資格の譲渡禁止

1. 会員は、その資格を第三者に譲渡することはできません。

第8条 会員資格の喪失

- 会員は、次の項目の一つでも該当するときは、その資格を喪失するものとします。
 - ホワイトスターSCに対し所定の退会届出を提出したとき。
 - ホワイトスターSC事務局へ会員から退会の申出を頂いたとき。
 - 会員資格の継続を希望する場合において、所定の期日にホワイトスターSCの指定する金融機関の口座から年会費の振込みが行われなかったとき。
 - 除名されたとき。
 - 個人会員が死亡したとき。
 - 法人会員が解散を決議または他の会社との合併をしたとき。
 - 破産、和議、会社整理、特別清算、会社更生の申立を受けたとき、または自らそれらの申立をしたとき。
- 前項の場合において、所定の期日から1か月以内に年会費が納入されたときは、ホワイトスターSCは、会員資格の継続を認めることができるものとします。

第9条 除名

- ホワイトスターSCは、会員が次の項目のいずれか一つにでも該当するときは、会員を除名することが出来るものとします。
 - このクラブの運営を故意に妨害したとき。
 - このクラブの名誉または信用を傷つけ、もしくは秩序を乱したとき。

第10条 廃止

- ホワイトスターSCは、6か月前に会員に通知することにより、このクラブを廃止することが出来るものとします。
- 前項の規定にもとづきこのクラブが廃止されたときは、会員はホワイトスターSCに対し、入会金および年会費の返還、損害賠償等の一切の請求はできません。

改定 附則

1. この規約は、平成29年6月1日から実施するものとします。

個人情報の取り扱いについて/ご記入頂いたお客様の個人情報は、バニーズ群馬FCホワイトスターサポーターズクラブ運営にかかわる事務作業およびバニーズ群馬FCホワイトスターが認めた企業の宣伝物・印刷物等の送付に利用いたします。当社ではご記入頂いた情報を適切に管理し、バニーズ群馬FCホワイトスターサポーターズクラブに関わる業務以外で特段の事情がない限り、お客様の承認なく第三者にその情報を開示、提供することはしません。

バニーズ群馬FCホワイトスターサポーターズクラブに関わる情報の管理先：バニーズ群馬FCホワイトスター 群馬県前橋市元総社町2-24-1 スタジオ14

バニーズ群馬FCホワイトスター